

ごみ等有料処理事務取扱要綱

制 定 平成元年4月1日

最近改正 令和6年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ等有料処理事務取扱要領（制定：昭和47年4月1日。以下「要領」という。）第5条を受けて、必要とされる処理手数料の調定・徴収に関する事務手続きを具体的に規定することにより、その事務執行が能率的かつ正確に行なわれることを目的とする。

(申出の手続等)

第2条 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定による口頭その他の方法によるごみ等の有料処理の申出（以下「申出」という。）は、所管の環境事業センター所長（以下「センター所長」という。）その他市長が適当と認める者が受けるものとする。

2 センター所長は、前項の申出のうち継続した処理施設への搬入の申出については、いずれも事業管理課長（以下「担当課長」という。）と協議するものとする。

3 第1項の申出を受けたセンター所長及び前項の協議を受けた担当課長は、すみやかに手続きをとらなければならない。

4 処理の期間は、一会計年度を越えることができない。

5 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「条例」という。）第30条第1項に定める取扱区分のうち、「1月以上継続するもの」の「1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの」とは、週2回行う処理をいう。

(排出量の認定単位)

第3条 本市が行うごみ等の収集、運搬業務の提供を受けようとする際の排出量の認定基礎となる排出源の単位は次のとおりとする。

区分	区 分 基 準	認 定 単 位
事業系	①一般事業所（営利、非営利を問わず） ②百貨店、貸ビル、ビジネスマンション等 ③事務所、店舗等併用住宅（以下「併用住宅」という。ただし住居部分を除く。） ただし、センター所長が認めたごみ容器等を設置している場合は、当該事務所又は店舗部分	1建物をもって1単位とする。

	④同一敷地内における複数建物 ⑤地下街等	当該占有敷地又は当該区域をもって1単位とする。
家庭系	⑥一般家庭 ⑦アパート、マンションその他生活を主とする共同住宅 ⑧市営住宅、公社、公団住宅等 ⑨独立居住部分を有する独身寮及び学生寮 ⑩併用住宅の住居部分	1居住世帯をもって1単位とする。

(徴収方法)

第4条

(1) 要領第3条第1号にいう零細企業とは常時事業に従事する人数が5人以下の事業者とし、センター所長は申出者にごみ等処理手数料後納・分納申請書(別記第1号様式)及び手数料を全額納入することが困難な状況を確認する書類を提出させたいえ4回分納を限度として分納扱にすることができる。

ただし、5回以上の分納扱を行う特別の必要がある際には、センター所長は担当課長と協議を行い分納の扱にする。

(2) 要領第3条第2号に基づき、センター所長又は担当課長は申出者にごみ等処理手数料後納・分納申請書(別記第1号様式)を提出させたいえ後納扱にすることができる。

(3) 要領第3条第5号に基づき、臨時の処理で納入通知書による手数料徴収を認める際には、センター所長は申出者に臨時処理納入通知書扱申出書(別記第2号様式)を提出させたいえ納入通知書による手数料徴収を行うことができる。

(決定通知)

第5条 条例第30条第1項、同第2項、規則第30条第1項及び要領第2条の規定により、ごみ等処理量及び手数料を認定した場合は、すみやかに次の方法により申出者に対し決定通知を行なうものとする。

取扱区分		決定通知方法
1月以上継続する処理	前納	納入通知書による。
	後納分納	ごみ等処理手数料後納・分納承認通知書(別記第1号様式)による。
臨時の処理	前納	口頭又は納入通知書による。

		後納分納	ごみ等処理手数料後納・分納承認通知書（別記第1号様式）による。
処理施設への搬入	臨時	前納	口頭による。
		後納分納	ごみ等処理手数料後納・分納承認通知書（別記第1号様式）による。
	継続	許可業者	納入通知書による。
		前納	納入通知書による。
		後納分納	ごみ等処理手数料後納・分納承認通知書（別記第1号様式）による。

（納付及び領収の方法）

第6条 条例第30条第1項及び規則第12条の規定による手数料は、次の方法により領収するものとする。

取扱区分		納付及び領収方法	
1月以上継続する処理		原則として納入通知書による。ただし、納入期限から2月経過したものは、ごみ等処理手数料領収書（別記第3号様式）によることができる。	
臨時の処理		ごみ等処理手数料領収書（別記第3号様式）による。ただし、要領第3条については、納入通知書によることができる。	
処理施設への搬入	臨時	前納	ごみ等焼却処分手数料領収書（別記第4号様式）又は、ごみ等破碎処分手数料領収書（別記第5号様式）による。
		後納	収支の振替又は、納入通知書による。
	継続	許可業者	ごみ等焼却処分手数料領収書（別記第4号様式）又は、ごみ等破碎処分手数料領収書（別記第5号様式）もしくは、納入通知書による。
		その他	収支の振替又は、納入通知書による。
家庭から排出される粗大ごみの収集		原則として納付額に相当する粗大ごみ処理手数料券（規則第1号様式。以下「手数料券」という。）による。ただし、手数料券によりがたい場合は、ごみ等処理手数料領収書（別記第3号様式）によることができる。	
特定家庭用機器廃棄物の収集		特定家庭用機器廃棄物収集手数料領収書（別記第6号様式）又は、納入通知書による。	

2 領収した手数料は、大阪市会計規則第27条第1項の規定により即日または翌日中にこれを納付書により金融機関に払い込まなければならない。

(調定決裁の方法)

第7条 ごみ等処理手数料の調定の決裁は次のとおりに必ず行うものとする。

- (1) 前条表中で納入通知書により徴収するものは、納入通知書の送付以前に調定の決裁を経ること。
- (2) 前条表中で直接現金により徴収するものは、その性格上事後に一括して調定の決裁を経ることを認める。(1月以上継続する処理に係る手数料を現金徴収する場合を除く。)

(納期)

第8条 ごみ等処理手数料を納入通知書により徴収する場合、次の各号に定める申出をした者に対する納期は、当該各号の右に定めるとおりとする。

- (1) 1月以上継続する処理で年度当初に申出をした者 5月15日まで
- (2) 前号の者で要領第3条第1号により
分納の承認を受けた者 第1回目 5月15日まで
第2回目以降 納入の通知後2週間
- (3) その他の申出をした者 納入の通知後1ヶ月
ただし、手数料額が著しく多額である等特段の事由がある場合は、この限りでない。

(督促事実の記録)

第9条 受託等の手数料徴収にかかる督促行為については、早期収入の確保の一環として、督促の方法・時期等の記録を残さなければならない。

(臨時の処理及び特定家庭用機器廃棄物収集の受付)

第10条 臨時の処理及び特定家庭用機器廃棄物の収集の申出・受付・処理を整理するため、臨時搬出手数料収入整理書(別記第8号様式)及び特定家庭用機器廃棄物収集手数料収入整理書(別記第9号様式)を作成し保管する。

(月の中途の取扱い)

第11条 月の途中で継続処理の申出を受けたときは、当該申出のあった日の属する月の処理量に応じた手数料を徴収する。

(領収書等の取扱い)

第12条 領収書等の記載金額は算用数字を用い、訂正してはならない。

- 2 誤記、誤印その他の理由により不要となった領収書は、破棄しないで斜線を引き、副に正を貼付して保存しなければならない。

3 金額欄には、数字の頭に止め印をするか又は「¥」を記入しなければならない。

(処理の変更、更新及び解除)

第13条 センター所長は、処理期間の中途において処理量の変更の申出があったとき、又は処理量に著しい変動があると認めるときは、それぞれごみ等解除・処理変更申出書(別記第10号様式)を提出させ、第2条、第3条、第5条、第7条の各規定に準じて必要な手続きを行うものとする。なお、還付すべき手数料がある場合は、請求書を同時に提出させなければならない。

2 処理期間の更新については、解除の申出がない限り第2条、第3条、第5条、第7条の各規定を準用する。

3 処理の解除は、ごみ等処理解除・変更申出書(別記第10号様式)を提出させて必要な手続きを行うものとする。なお、解除した日の属する月の手数料は当該月の処理量に応じた額とし、還付すべき手数料がある場合は、第1項後段の規定を準用する。

(免除の手続き)

第14条 規則第14条第1項の規定による申請は、所管の保健福祉センター所長の証明を受けたごみ等処理手数料免除申請書(別記第11号様式)により行わせるものとする。

2 要領第4条第1項の規定による申請は、ごみ等処分手数料免除申請書(別記第12号様式)又はごみ等処理手数料免除申請書(別記第13号様式)に所管の消防署長が発行するり災証明書を添付させて行わせるものとする。

3 規則第14条第2項の規定による申請は、ごみ等処分手数料免除申請書(別記第15号様式)に所管の区役所が発行する被災証明書を添付させて行わせるものとする。ただし、危機管理室・区役所等から連絡があり環境事業センターが収集したものについては、その手続を要しない。

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の規定による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を含む。)の支給決定がされている者(以下「支援給付者」という。)が、条例第31条の規定による申請をする場合、ごみ等処理手数料免除申請書(別記第14号様式)により行わせるものとする。申請時においては、支援給付者であることを証明する本人確認証による確認、又は本人確認証の写しを添付させるものとする。

(有料処理状況の報告)

第 15 条 センター所長その他処理手数料事務を行う者は、別に定めるところにより必要な簿冊を備え、申出者、処理量、手数料額、現金の出納状況その他有料処理に関し必要な事項を事業管理課その他関係各部署に報告しなければならない。

附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項中「家庭から排出される粗大ごみの収集」に関する規定については、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する第12条の規定による改正前のごみ等有料処理事務取扱要綱に定める様式による用紙は、改正後のごみ等有料処理事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前のごみ等有料処理事務取扱要綱第4号様式及び第5号様式による用紙は、この要綱による改正後のごみ等有料処理事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

年 月 日

大阪市長 様

ごみ等処理手数料 後納 申請書
分納

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

担 当 者

ごみ処理手数料を次のとおり 後納 分納 にしたいので申請します。

申 請 理 由	
処 理 方 法	定日・毎日・臨時搬出・臨時搬入(焼却・破砕)・継続・()
処 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
処 理 量	kg 個
処 理 手 数 料	円
納 入 方 法	後納・分納()回

(備考)

1. 申請者は住所・氏名・電話番号・担当者を記入してください。
2. 分納を申請するときは、個人事業者にあつては個人市民税が均等割のみである納税通知書の写し、法人にあつては法人市民税が均等割のみである領収証書の写しを添付してください。

受付日 年 月 日

承認日 年 月 日

所 長	担当課長	担 当 係 長	係 員	担当課長	課長代理	担当係長	係 員

年 月 日

事業管理課長 様

ごみ等処理手数料 後納
分納 報告書

申請者 住 所 〒 ()センター

氏 名

電話番号

担当者

ごみ処理手数料を次のとおり 後納 分納 にしたいので申請します。

申 請 理 由	
処 理 方 法	定日・毎日・臨時搬出・臨時搬入(焼却・破砕)・継続・()
処 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
処 理 量	kg 個
処 理 手 数 料	円
納 入 方 法	後納・分納()回

(備考)

請 求 方 法	納入通知書・収支振替
請 求 時 期	()月・四半期・年度末

受付日 年 月 日

承認日 年 月 日

所 長	担当課長	担 当 課 長 代 理	担当係長	係 員	担当課長	課長代理	担当係長	係 員

④ 4回以下の分納については報告の必要はありません。

年 月 日

ごみ等処理手数料 後納 承認通知書
分納

様

大阪市長

公印
印影

ごみ処理手数料を次のとおり 後納 分納 することを承認しました。

申請理由	
処理方法	定日・毎日・臨時搬出・臨時搬入(焼却・破砕)・継続・()
処理期間	年 月 日から 年 月 日まで
処理量	kg 個
処理手数料	円
納入方法	後納・分納()回

(備考)

請求方法	納入通知書・収支振替
請求時期	()月・四半期・年度末

所長・
担当課長

受付日 年 月 日

承認日 年 月 日

(注意)

当該承認通知書は「ごみ等有料処理事務取扱要綱」第5条により決定通知の方法として
います。ただし、所長または担当課長の欄に押印のないものは無効ですのでご注意ください。
。なお、通知の内容にご不審の点がありましたら早急にご連絡ください。

(連絡先)

<p>ごみ等臨時処理納入通知書扱申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大 阪 市 長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>申請者 氏 名 TEL</p> <p style="text-align: center;">ごみ等臨時処理手数料を納入通知書で支払いたいの次のおり 申し出ます。</p>					
処 理 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
処 理 量		kg			
処 理 手 数 料		円			
承 認	年 月 日		年 月 日		
	所 長	担当課長	担当課長代理	担当係長	係 員
納入通知書発行番号					
収 入 年 月 日		年 月 日			

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">ごみ等臨時処理納入通知書扱通知書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="margin: 0;">ごみ等臨時処理手数料を納入通知書で支払うことを次のとおり承認 します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> 大 阪 市 長 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px 10px; margin-left: 20px;">市長印</div> </div>					
処 理 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
処 理 量	kg				
処 理 手 数 料	円				
	年 月 日				
承認	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">年 月 日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所 長</td> <td style="padding: 5px;"> (注意) 通知の内容にご不審のある場合は、下記までご連絡 ください。尚、所長欄に押印のないものは無効ですの でご注意ください。 (連絡先) </td> </tr> </table>	年 月 日	年 月 日	所 長	(注意) 通知の内容にご不審のある場合は、下記までご連絡 ください。尚、所長欄に押印のないものは無効ですの でご注意ください。 (連絡先)
年 月 日	年 月 日				
所 長	(注意) 通知の内容にご不審のある場合は、下記までご連絡 ください。尚、所長欄に押印のないものは無効ですの でご注意ください。 (連絡先)				

(正)

ごみ等処理手数料領収書																					
(大阪市登録番号：T6000020271004)																					
年 月 日																					
住 所																					
氏 名	様 大阪市分任出納員																				
次のとおり領収しました。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">金額 <small>【10%対象】</small></td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(うち消費税額</td> <td style="text-align: center;">円)</td> </tr> </table>	金額 <small>【10%対象】</small>							(うち消費税額						円)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;">領 収 印</div>						
金額 <small>【10%対象】</small>																					
(うち消費税額						円)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">ただし、</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">臨時処理手数料 処理量</td> <td style="text-align: right;">キログラム</td> </tr> <tr> <td>ごみ等処理手数料 (定日取・毎日取) 処理量 1ヵ月</td> <td style="text-align: right;">キログラム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">粗大ごみ処理手数料 (現金徴収分)</td> </tr> <tr> <td>200円 ×</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>400円 ×</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>700円 ×</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>1000円 ×</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>処 理 日</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> </table>		ただし、		臨時処理手数料 処理量	キログラム	ごみ等処理手数料 (定日取・毎日取) 処理量 1ヵ月	キログラム	粗大ごみ処理手数料 (現金徴収分)		200円 ×	個	400円 ×	個	700円 ×	個	1000円 ×	個	差額	円	処 理 日	年 月 日から 年 月 日まで
ただし、																					
臨時処理手数料 処理量	キログラム																				
ごみ等処理手数料 (定日取・毎日取) 処理量 1ヵ月	キログラム																				
粗大ごみ処理手数料 (現金徴収分)																					
200円 ×	個																				
400円 ×	個																				
700円 ×	個																				
1000円 ×	個																				
差額	円																				
処 理 日	年 月 日から 年 月 日まで																				
連絡先																					
	取扱者																				

注意
1. この領収書に領収印および取扱者印のないもの、金額を改ざん訂正したものは無効です。

(副)

ごみ等処理手数料領収書																																																																																			
(大阪市登録番号：T6000020271004)																																																																																			
		年		月		日																																																																													
住所																																																																																			
氏名																																																																																			
様																																																																																			
大阪市分任出納員																																																																																			
次のとおり領収しました。																																																																																			
金額 【10%対象】																																																																																			
(うち消費税額				円)																																																																															
申出・処理確認 署名または印																																																																																			
ただし、																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="7">臨時処理手数料</td> </tr> <tr> <td colspan="7">処理量</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: right;">キログラム</td> </tr> <tr> <td colspan="7">ごみ等処理手数料 (定日取・毎日取)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">処理量 1 ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: right;">キログラム</td> </tr> <tr> <td colspan="7">粗大ごみ処理手数料 (現金徴収分)</td> </tr> <tr> <td>200円</td> <td>×</td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>400円</td> <td>×</td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>700円</td> <td>×</td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1000円</td> <td>×</td> <td></td> <td>個</td> <td>差額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>							臨時処理手数料							処理量													キログラム	ごみ等処理手数料 (定日取・毎日取)							処理量 1 ヶ月													キログラム	粗大ごみ処理手数料 (現金徴収分)							200円	×		個				400円	×		個				700円	×		個				1000円	×		個	差額		円
臨時処理手数料																																																																																			
処理量																																																																																			
						キログラム																																																																													
ごみ等処理手数料 (定日取・毎日取)																																																																																			
処理量 1 ヶ月																																																																																			
						キログラム																																																																													
粗大ごみ処理手数料 (現金徴収分)																																																																																			
200円	×		個																																																																																
400円	×		個																																																																																
700円	×		個																																																																																
1000円	×		個	差額		円																																																																													
注意 1. 金額の改ざん訂正は無効、金額欄数字の頭に止め印をするか、または「¥」を記入すること。 2. 誤記・誤印その他の理由により不要となったものは、斜線を引き副に正を貼付して保存すること。																																																																																			
払込日		年 月 日		所長	担当課長	担当課長代理																																																																													
						(公印審査)																																																																													
納付書発行番号 No.																																																																																			
(定日取または毎日取の場合) 台帳番号No.																																																																																			

No.

(正)	
ごみ等焼却処分手数料領収書	
(大阪市登録番号：T6000020271004)	
年 月 日	
氏名	様
次のとおり領収しました。	
金額 <small>【10%対象】</small>	円
(うち消費税額)	
ただし、焼却処分手数料(臨時)	
処分量	キログラム
処分日 年 月 日	
領 収 印	
注 意	
この領収書に領収印および取扱者印のないもの、金額を改ざん訂正したものは無効です。	
連絡先	取扱者
No.	

(副)				
ごみ等焼却処分手数料領収書				
(大阪市登録番号：T6000020271004)				
年 月 日				
氏名				様
次のとおり領収しました。				
金額 <small>【10%対象】</small>				
(うち消費税額 円)				
ただし、焼却処分手数料(臨時)				
処分量		キログラム		
処分日 年 月 日				
注意				
1. 金額の改ざん訂正は無効、金額欄数字の頭に止め印をするか、または「¥」を記入すること。				
2. 誤記・誤印その他の理由により不要となったものは、斜線を引き副に正を貼付して保存すること。				
払込				
年 月 日				
納付書発行番号	工場長	副工場長 (公印審査)	係員	取扱者
No.				

(正)		
ごみ等破碎処分手数料領収書		
(大阪市登録番号：T6000020271004)		
年 月 日		
氏名		様
次のとおり領収しました。		
金額 <small>【10%対象】</small>		
(うち消費税額 円)		
ただし、破碎処分手数料 (臨時)		
処分量		キログラム
処分日 年 月 日		
領 収 印		
注 意		
この領収書に領収印および取扱者印のないもの、金額を改ざん訂正したものは無効です。		
連絡先		取扱者
No.		

(副)				
ごみ等破碎処分手数料領収書				
(大阪市登録番号：T6000020271004)				
年 月 日				
氏名				様
次のとおり領収しました。				
金額 <small>【10%対象】</small>				
(うち消費税額 円)				
ただし、破碎処分手数料(臨時)				
処分量		キログラム		
処分日 年 月 日				
注意				
1. 金額の改ざん訂正は無効、金額欄数字の頭に止め印をするか、または「¥」を記入すること。				
2. 誤記・誤印その他の理由により不要となったものは、斜線を引き副に正を貼付して保存すること。				
払込				
年 月 日				
納付書発行番号	工場長	副工場長 (公印審査)	係員	取扱者
No.				

(正)

<h2 style="margin: 0;">特定家庭用機器廃棄物収集手数料領収書</h2>								
年 月 日								
住 所								
氏 名	様 大阪市分任出納員							
次のとおり領収しました。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">金額</td> <td style="width: 15%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	金額						<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;">領 収 印</td> </tr> </table>	領 収 印
金額								
領 収 印								
ただし、特定家庭用機器廃棄物収集手数料 種 類 数 量 個 個								
処 理 日 年 月 日								
注 意 1. この領収書に領収印および取扱者印のないもの、金額を改ざん訂正したものは無効です。 2. この領収書は1年間大切に保存してください。								
連絡先	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 75%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: top;">取扱者</td> </tr> </table>		取扱者					
	取扱者							

No.

(副)

<h2 style="margin: 0;">特定家庭用機器廃棄物収集手数料領収書</h2>												
年 月 日												
住 所												
氏 名												
様												
大阪市分任出納員												
次のとおり領収しました。												
金額	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>											<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> 申出・処理確認 署名または印 </div>
ただし、特定家庭用機器廃棄物収集手数料												
種 類												
数 量												
..... 個												
..... 個												
処理日												
..... 年 月 日												
注 意												
1. 金額の改ざん訂正は無効、金額欄数字の頭に止め印をするか、または「〒」を記入すること。												
2. 誤記・誤印その他の理由により不要となったものは、斜線を引き副に正を貼付して保存すること。												
払込	年	月	日	所長	担当課長	担当課長代理 (公印審査)	担当係長	係員	取扱者			
払込 番号 No.												

No.

(臨時搬出) 受付処理書		
申出者	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL -
受付年月日		年 月 日
搬出物の 種別・数量等		
搬出希望日時		年 月 日 時頃
処 理 量		kg
処 理 日		年 月 日 ~ 年 月 日
手 数 料		円
徴 収 方 法		現金徴収 (作業時・別途) 納入通知書 後納 その他 (火事・生活保護)
そ の 他		受 付 者

臨時搬出手数料収入整理書		
申出者	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL -
受付年月日		年 月 日
搬出物の 種別・数量等		
搬出希望日時		年 月 日 時頃
処理量		kg
処理日		年 月 日 ~ 年 月 日
手数料		円
徴収方法	現金徴収(作業時・別途) 納入通知書 後納 その他(火事・生活保護)	
領収書番号		
納入通知書又は納付書 発行番号		
収入日		年 月 日
その他		

(特定家庭用機器廃棄物収集) 受付処理書		
申出者	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL -
受付年月日		年 月 日
収集物の 種別・数量等	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン (ウインド形・セパレート形の単体) 個 円 ・セパレート形エアコン 個 円 ・テレビ(25型未満) 個 円 ・テレビ(25型以上) 個 円 ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫(250ℓ未満) 個 円 ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫(250ℓ以上) 個 円 ・電気洗濯機 個 円 	
収集希望日時		年 月 日 時頃
処理日		年 月 日 ~ 年 月 日
手数料		円
徴収方法		現金徴収(作業時・別途) 納入通知書 後納
その他		受付者

特定家庭用機器廃棄物収集手数料収入整理書			
申出者	住所		
	氏名		
	連絡先	TEL -	
受付年月日	年 月 日		
収集物の 種別・数量等	・エアコン (ウインド形・セパレート形の単体)	個	円
	・セパレート形エアコン	個	円
	・テレビ(25型未満)	個	円
	・テレビ(25型以上)	個	円
	・電気冷蔵庫、電気冷凍庫(250ℓ未満)	個	円
	・電気冷蔵庫、電気冷凍庫(250ℓ以上)	個	円
	・電気洗濯機	個	円
収集希望日時	年 月 日 時頃		
収集日	年 月 日～ 年 月 日		
手数料	円		
徴収方法	現金徴収(作業時・別途) 納入通知書 後納		
領収書番号			
納入通知書又は納付書 発行番号			
収入日	年 月 日		
その他			

ごみ等処理解除・変更申出書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名印)

ごみ等処理の解除・変更をしたいので次のとおり申し出ます。

解 除 変 更 の 理 由					
申 出 時	解 除 時 ・ 変 更 前		変 更 後		
処 理 方 法		処 理 方 法		処 理 方 法	
処 理 量 手 数 料	1カ月 kg 円	処 理 量 手 数 料	1カ月 kg 円	処 理 量 手 数 料	1カ月 kg 円
処 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで カ月	処 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで カ月	処 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで カ月
処 理 手 数 料	円	処 理 手 数 料	円…①	処 理 手 数 料	円…②
/	既 納 手 数 料	カ月分	円…③	①+②	円…④
	還 付 手 数 料	1カ月 カ月	円 円	③-④	円
				還 付 手 数 料	円
				追 徴 金 額	円
受 付	年 月 日	所 長	担 当 課 長	担 当 課 長 代 理	担 当 係 長
承 認	年 月 日				係 員

ごみ等処理手数料免除申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

TEL

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第14条第1項により、次のとおりごみ等処理手数料の免除を申請します。

処理期間	年	月	日	から	まで
処理内容	品目名 又は 処理量	単価	個数	処理手数料	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
処理手数料合計					円

上記申請者は生活保護法により生活扶助を受ける者であることを証明する。

年 月 日 大阪市 区保健福祉センター所長 印



※証明事項については生活保護適用証明書の添付でも有効とする。

受付	年 月 日	事業所 決裁欄				
		所長	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員
承認	年 月 日					

ごみ等処分手数料免除申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

申請者

氏 名

TEL

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第14条第2項により、次のとおりごみ等処分手数料の免除を申請します。

搬入物	火災等により発生したごみ等			
火災発生場所	大阪市 区			
火災発生日	年 月 日			
搬入計画	搬入期間	年 月 日 から		年 月 日まで
	搬入台数	台		
	搬入量	kg		
※ 添付書類 災証明書				
搬入予定工場	工場			
所長	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員

ごみ等処理手数料免除申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

申請者

氏 名

TEL

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第14条第2項により、次のとおりごみ等処分手数料の免除を申請します。

ごみ等の種類	火災等により発生したごみ等				
処 理 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
処 理 量	kg				
手 数 料	処 理 手 数 料	円			
	免 除 手 数 料	円			
	徴 収 手 数 料	円			
収 集 場 所	大阪市 区				
火 災 発 生 日	年 月 日				
※ 添付書類	環境事業センター				
	所 長	担 当 課 長	担当課長代理	担 当 係 長	係 員
	り災証明書				

ごみ等処理手数料免除申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

TEL

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第31条により、次のとおりごみ等処理手数料の免除を申請します。

処理期間	年	月	日	から まで		
処理内容	品目名 又は 処理量	単価	個数	処理手数料		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
処理手数料合計				円		
※申請者の確認方法 1 申請時に中国残留邦人等に対する本人確認証での確認。(No.) 2 本人同意の上での中国残留邦人等に対する本人確認証の写しの添付。						
受付	年 月 日	事業所 決裁欄				
		所長	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員
承認	年 月 日					

ごみ等処理手数料免除申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

TEL

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第31条により、次のとおりごみ等処理手数料の免除を申請します。

搬入計画	搬入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
	搬入内容	品目名 又は 処理量	単価	個数	処理手数料
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
処理手数料合計				円	

※申請者の確認方法
1 申請時に中国残留邦人等に対する本人確認証での確認。(No.)
2 本人同意の上での中国残留邦人等に対する本人確認証の写しの添付。

受付	年 月 日	事業所 決裁欄				
		所長	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員
承認	年 月 日					

ごみ等処分手数料免除申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

申請者

氏 名

TEL

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第14条第2項により、次のとおりごみ等処分手数料の免除を申請します。

搬入物	自然災害により発生したごみ等			
発生場所	大阪市 区			
発生日	年 月 日			
搬入計画	搬入期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
	搬入台数	台		
	搬入量	kg		
※ 添付書類 被災証明書				
搬入予定工場	工場			
所長	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員